

★AAPSO 11 回大会への日本AALAの提出意見

日本AALAは、大会組織委員会からの要請にこたえて、3つの議題について次のような意見書を事前に（10月末）に提出した。

最初にモロッコ王国が1961年の非同盟諸国運動設立以来、一貫して非同盟諸国首脳会議に参加されたことに敬意を表します。また、困難な中でAAPSOの発展のために、第11回大会の開催地を引き受けていただいたことに感謝申し上げます。

1、パレスチナ支援にどう取り組むか

◆イスラエルと米国は孤立

イスラエルによる不法な占領支配、人民弾圧や入植地の拡大などパレスチナ人民の合法的な権利をはく奪してパレスチナ国家の建設を拒む企ては、国際的な批判をまねき、イスラエルの政権は孤立している。トランプ政権によるエルサレムへの首都認定や国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金拠出停止は、国際法や国際合意を踏みにじるトランプ政権の性格をさらけだし、国連総会など国際会議で非難された。もはや国際社会は米国を公平な和平の仲介者とみなしていない。イスラエルの占領政策と後ろ盾となるトランプ政権の暴虐は成功しているようにみえるが、パレスチナ人の粘り強いたたかいのなかで国際的にはいっそう孤立を深めているとみるべきである。

◆人民レベルの連帯と具体的支援

これまでをふりかえれば、パレスチナ人はたたかいのなかで国際社会の支持を確実に拡大してきた。国連ではユネスコに加え、国連オブザーバー国家への格上げには138カ国が賛成し、スウェーデンなど欧州諸国のなかにも国家承認に動く国が相次いでいる。たしかに中東・アラブ世界の激変のなかで、各国の外交が変化し、政府が統一してイスラエルや米国に対抗する戦線の構築は困難になっている。また2011年から始まった「アラブの春」は多くの国で挫折し、シリアやイエメンでの悲惨な状況を生み出した。しかしパレスチナへの連帯を含め若者を中心に生活に根差したたたかいは続いている。国家レベルの統一したたたかいの展望がみえないなかで、人民レベルの連帯を担うAAPSOの役割は重要だ。困難が増すパレスチナ人民への連帯と支援を各国政府に働きかけ、民間レベルの支援に取り組まなければならない。日本AALAは、国家承認を日本政府にもとめる署名運動とともに、具体的なプロジェクトでの支援を検討していく。

◆安倍政権の親イスラエル政策の転換をもとめる

日本は石油の 80%を中東諸国から輸入している。そのこともあって歴代政権は占領地からの撤退要求などパレスチナ人の自決権の尊重を基礎にした政策をとってきた。さらに日米軍事同盟強化と地球的同盟を追求する安倍政権はその政策を大きく転換し、露骨な親イスラエル路線をとるようになった、2014 年、来日したネタニヤフ首相と安全保障に関する初の首脳会談をおこない、共同声明で「両国の防衛協力の重要性」を確認し、防衛当局者間の交流拡大を強調した。また「サイバー分野の連携」「産業分野の共同研究開発の推進」などで合意した。安倍政権は紛争地域への武器輸出を禁止した歴代政権の政策を転換し、原則可能とした。それにもとづいてイスラエルとの武器取引拡大をすすめている。今年一月両国のサイバーフォーラムがテルアビブで初めて開かれ、八月末には川崎市スポーツ施設でイスラエル軍事防衛エキスポが開かれ、来年の開催も計画されている。昨年成立した両国の投資協定の対象地域には「占領地」も含まれている。日本 A A L A は、日本政府のこうした政策に断固として反対していく。イスラエル企業が参加する日本での武器フェアの開催に抗議し、取りやめを求めていく。イスラエルと取引をする日本企業にたいして抗議と停止を求めていく。

2、 領土保全と民族自決権擁護のたたかいについて

決議や採択文書に、個別事案を書き込み、A A P S O の団結を損なうことは適切ではない。かわりに以下の文章を採択するよう提案する。

「我々は、非同盟運動の原則である各国の主権と民族自決権擁護の立場にたつて、国連憲章をはじめとする国際法文書にうたわれる人民の自決の原則、また 1960 年代 15 回国連層会決議 1514 号「植民地諸国・諸人民に対する独立付与に関する宣言」および 1960 年代 15 回国連総会決議 1541 号にのっとり、パレスチナ人民ならびに非自治地域 (non self-governing territory) 人民の完全な自決権行使を支持する」

3、 核軍縮を含め全面的な軍縮、緊張緩和にむけて

昨年 7 月に 122 カ国の賛成で成立した核兵器禁止条約は、核兵器の廃絶にむけた大きな一歩となった。核保有国核兵器と人類は共存できないと訴えてきた日本の被爆者ははげまされている。発効すれば、核兵器は違法となり核兵器に固執する勢力をさらに追い詰めることになる。この条約の採択にあたって、ヒバク

シャをはじめ世界の反核市民運動とともに非核保有諸国*、非同盟諸国が大きな役割を果たした（オブザーバーを含めて 105 カ国が賛成）。50 カ国の批准で発行するが、現在、署名・調印した国は 69、批准した国は 19 カ国になっている。これにたいして核保有諸国は、米トランプ政権の「核体制の見直し」など使い易い核兵器の開発や「近代化」をはかる一方、核兵器禁止条約の批准にとりくむ諸国に、さまざまな圧力を加えて発効を妨害しようとしている。核兵器禁止条約の発効をめぐるせめぎ合いが国際政治の焦点となっている。

我々は、非同盟諸国が運動の原点である核兵器廃絶の立場にたって、早期に批准を行うよう要請する。また中東非核地帯の創設にむけた国際会議の早期開催を求める。イラン核合意を維持することは不可欠だ。

一時は核戦争の危機にあった朝鮮半島に平和にむけた劇的な変化が起こった。朝鮮民主主義人民共和国（D P R K）が核兵器を放棄するとともに、朝鮮半島の非核化が進めば、核兵器禁止条約の発効にむけた大きな励みとなる。したがってわれわれは、南北朝鮮首脳による板門店宣言および平壤宣言、米朝首脳によるシンガポール共同合意を支持し、朝鮮戦争の終戦と朝鮮半島の平和体制の構築を支持するよう提案する。

（以上）